

（公社）全日本テコンドー協会に係る公益認定の取消しについて

平成 26 年 7 月 1 日
内閣府大臣官房公益法人行政担当室

平成 26 年 5 月 15 日、公益社団法人全日本テコンドー協会（以下「同法人」という。）から行政庁である内閣府に対し、公益認定の取消しの申請があった。

これに対し、内閣府は、取消しの申請が同法人としての機関決定に基づくものであること等を確認の上、公益認定法の規定（第 29 条第 1 項）に従い、同年 7 月 1 日付けでその公益認定を取り消した。これにより、同法人は一般社団法人となった。この処分は行政庁として行ったものであるが、同法の規定（第 43 条第 1 項及び第 45 条第 3 項）に従い、公益認定等委員会にも通知した。

同法人に対しては、これまでに 2 度、以下のとおり、内閣府から公益認定法第 28 条第 1 項に基づく勧告が出されている。これらの勧告が指摘した事項に対応した改善措置が完了していない段階で、勧告を受けている法人から公益認定の取消しの申請がなされたものである。

〔平成 25 年 12 月 10 日〕 一般法人法の規定に反して社団法人を構成する社員の議決権を理事会の決定で制約している問題について是正を勧告

〔平成 26 年 4 月 16 日〕 代表理事である会長自らが主導した助成金の不適正受給と簿外資金問題に関して、適正な会計処理を行う体制の回復、その一環として会長個人の財布と法人会計との分離等を勧告

公益法人制度改革により、旧制度における公益法人は、新制度の下での公益法人又は一般法人のどちらを目指すのか、それぞれ法人内部での検討を経て選択をすることとなった。同法人においては、新制度への移行に際し、同法人が自ら最も適切と考える法人形態を選択したはずである。

公益法人は、税制優遇を受けながら公益目的事業を実施する社会的な存在であり、国民からの信頼を得つつ、自主的・自律的な法人運営を行っていかねばならない。このため、公益認定法においては、公益法人による事業の適正な実施を確保するための基準や仕組みが定められている。

勧告が指摘した事項について法人が自主的に改善措置を完了する前に、当の法人から公益認定の取消しの申請がされたことは、異例の事態である。民による公益の増進の担い手として、社会的存在としての責務を自覚しつつ、関係法令の規定を守りつつ、高い志を持って公益活動を継続して行っていただくことができなかったことは、残念である。

公益認定法に基づく勧告等の監督は、もとより公益法人を対象とするものであり、一般法人に及ぶものではない。しかしながら、2度の勧告において指摘されている事項は、いずれも、法人を構成する社員の資格の取扱いや、法人の代表者個人やその関連会社の財布と法人会計の分離など、そもそも一般社団法人としての法人格が成り立つ上での前提に関わる問題である。この意味で、勧告の指摘した事項については、同法人において、早急に改善措置が講じられる必要があると言わなければならない。

公益認定法第6条の規定により、公益認定を取り消された法人は、取消しの日から5年間、公益認定を受けることができない。取消し申請の方針を承認したとされる同法人の社員総会の議事録によれば、2度の勧告が指摘した課題は一般法人としても問題となるものであること、及びこれらの問題の抜本的な解決を図った上で、改めて公益認定の申請を行いたい旨、社員に対して説明がなされている。

いずれにしても、仮に今後、同法人が再び公益認定を受けようとするのであれば、同法人が公益認定法の定める公益認定の基準に適合する状態になることが必要である。このためには、勧告が指摘した問題の是正を含め、同法人の運営が、一般法人法及び公益認定法を踏まえ基本に立ち返った正しい形で確立されることが不可欠である。